

# 川崎市CALS／EC協議会要綱

## （設置目的）

第1条 公共事業における高度情報化の進展に対応した、CALS／EC（公共事業支援統合情報システム）の円滑な推進を図るため、川崎市CALS／EC協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- （1） 川崎市版アクションプログラムに関すること。
- （2） CALS／ECに係る情報交換及び推進に関すること。
- （3） 各局間の調整に関すること。
- （4） その他、協議会で必要と認められた事項に関すること。

## （組 織）

第3条 協議会は、別表に掲げる機関をもって構成する。

- 2 協議会には、会長、副会長を置く。
- 3 協議会の会長は建設緑政局長とし、副会長はまちづくり局長とする。
- 4 会長は、会議を代表して会務を総括する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

## （会 議）

第4条 協議会は、会長が必要であると認めたときに招集し、会長が議長となる。

- 2 会長が必要であると認めたときは、会員以外の者を会議に出席させ、その意見または説明を求めることが出来る。

## （幹事会）

第5条 協議会の業務を補佐し、その円滑な運用を図るため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる機関の長が指名する者をもって構成する。
- 3 幹事会には、幹事長、副幹事長を置く。
- 4 幹事会の幹事長は、川崎市建設緑政局総務部技術監理課長とし、副幹事長は、まちづくり局総務部庶務課技術監理担当課長とする。
- 5 幹事会は、幹事長が必要に応じて会議を招集し議長となる。
- 6 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行し、幹事長が欠けるときはその職務を行う。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の出席を求めることが出来る。

(検討委員会)

第6条 詳細な検討を行うため、検討委員会を設置するものとする。

2 検討委員会は、各幹事が指名する者をもって構成する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局を、川崎市建設緑政局総務部技術監理課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成18年11月24日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成27年 12月 21日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。